

令和4年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和4年12月7日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番	浜田幸造	5番	尾尻康二
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	池田真二	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 議案第64号 広島県市町総合事務組合規約の変更について

第 2 議案第65号 大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について

第 3 議案第66号 大崎上島町個人情報保護法施行条例について

第 4 議案第67号 大崎上島町個人情報保護審査会条例について

第 5 議案第68号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

- ついて
- 第 6 議案第 6 9 号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 0 号 大崎上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 7 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 9 議案第 7 2 号 指定金融機関の指定について
- 第 1 0 議案第 7 3 号 令和 4 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 1 議案第 7 4 号 令和 4 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 7 5 号 令和 4 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 7 6 号 令和 4 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 7 7 号 令和 4 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 7 8 号 令和 4 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 7 9 号 令和 4 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 8 0 号 令和 4 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 8 議案第 8 1 号 令和 4 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 9 議案第 8 2 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて
- 第 2 0 選挙第 4 号 広島県水道広域連合企業団議員の選挙
- 第 2 1 大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会の設置について
- 第 2 2 大崎上島町議会の個人情報保護に関する調査特別委員会の設置について
- 第 2 3 議員派遣について
- 第 2 4 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の事

務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第64号広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第64号広島県市町総合事務組合同規約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県市町総合事務組合同規約に関し、広島県水道広域連合企業団の設立事務局から職員に対する退職手当の支給に関する事務及び議会議員、その他非常勤職員の公務上または通勤上の災害に対する補償に関する事務の委託の申出に伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合より組合同規約の変更について協議がありましたので、広島県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

改正内容については、組合同規約第14条及び第15条とし、第14条として事務の受託に係る規定を加えるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号広島県市町総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第65号大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第65号大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件については調査、審議する附属機関の権限に属する事務を広島県に委託しているところですが、この事務委託に関する規約の変更に関し広島県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

改正内容につきましては、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、令和5年4月1日から地方公共団体が法の適用対象となることに伴い、第1条で規定する委託事務の範囲を改めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第66号大崎上島町個人情報保護法施行条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第66号大崎上島町個人情報保護法施行条例について提案説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、地方公共団体においても改正個人情報保護法が直接適用対象となることに伴い、同法の施行に関し新たに条例を制定し、必要な事項を定め、あわせて現行の大崎上島町個人情報保護条例を廃止するものです。

なお、施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日、令和5年4月1日といたしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町個人情報保護法施行条例の詳細について説明いたします。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体においても改正個人情報保護法が直接適用されるため、本条例において新たに同法

の施行条例を制定し、現行の大崎上島町個人情報保護条例を廃止するものです。

条例の概要及び内容ですが、第2条では用語、実施機関の定義についてを、第3条では個人情報取扱事務の届出として、新法の規定により作成が求められる個人情報ファイル簿とは別に現行条例の下、作成している個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表について新法施行後も継続することとし、第4条では手数料等で、自己情報開示に係る手数料の額は無料とし、写しの交付に要する費用の額は実費相当額とすることを規定し、現行条例の運用を継続することとし、第5条では審査会に諮問を行う事項として、本条例の改廃を行う場合、安全管理措置の基準を定めようとする場合などとそれぞれ規定し、附則第2条で、本条例の施行に伴い、現行条例の大崎上島町個人情報保護条例を廃止することといたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 個人情報保護に関しては、上級法もどんどん改めながら時代の流れでやってきているところですので、時代に合った形でしっかりと対応していけるようにしていただきたいと思いますが、要は公の情報の部分ですよね。公の情報といいますが、例えば行政が取り扱うところの例えば交渉段階であるとか、また公にできないような情報であるとか、そういった行政内部の情報の取扱いの部分についてはどのように考えておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） ご質問の役場の中の情報についてですが、それも法等にのっとって管理をしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと古い話ですけど、加計学園が問題になりましたよね。モリカケなんて言われた時期があったんですけども、あのときに某県知事が公文書でもないメモ書きのようなものまで出して、結局、知事がそれを国に対して知事の名前で出してしまうとそれが公文書として取り扱われるわけじゃないですか。何でもないものが公文書化されてしまったっていうようなことがある。

うちぐらいの規模の町でそんな大きな話があるとも思えないんですけども、そういった公文書なり、行政としての情報の管理の仕方についても適切に行っていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号大崎上島町個人情報保護法施行条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第67号大崎上島町個人情報保護審査会条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第67号大崎上島町個人情報保護審査会条例について提案説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、現行の大崎上島町個人情報保護条例を廃止することに伴い、現行条例で定めていた大崎上島町個人情報保護審査会に関する規定について新たに条例を制定し、必要な事項を定めるものです。

なお、施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日、令和5年4月1日といたしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町個人情報保護審査会条例の詳細について説明いたします。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体においても改正個人情報保護法が直接適用されることとなり、改正個人情報保護法の施行により大崎上島町個人情報保護条例を廃止するため、現行条例の第37条から第42条まで定めていた大崎上島町個人情報保護審査会に関する規定について、改正個人情報保護法等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、本条例において新たに条例を制定し、必要な事項を定め直すものです。

条例の主な内容は、第1条では審査会の設置についてを、第2条では所掌事務で、改正個人情報保護法等の開示決定等に係る諮問に応じ、審査請求について調査、審議すること、及び改正個人情報保護法等の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を求められた場合においてその諮問に応じ調査、審議することを、第3条では委員を5人以内で組織し、任期は2年とし、現行条例の運用を継続することとしており、第4条では審査会の調査権限についてを、第5条では意見の陳述についてを、第6条では意見書等の提出についてを、第7条では提出資料等の閲覧についてを、第8条では答申書の送付等についてを、第10条では審査会の委員、その職を退いた方も含みますけれども、審査会委員について、職務上知り得た秘密を漏らした者は1年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処することを規定し、この罰則規定についても現行条例の運用を継続することといたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 確認させてください。今回、罰則規定がつくわけなんですけれども、審査会でこれは個人情報保護法に違反しているということが認められた場合のといえますか、その時の手続はどのようになるんですか。審査会から結局、告発をしてそれか

ら取り扱うというような格好になるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 審査会からではないと思います。罰則なんでこれはもう警察の事案になると思いますので、そういった者が情報を漏らしたといったことになると刑事罰になるんじゃないだろうかというような解釈を持っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ごめんなさい、私がよう把握してないだけかも分からん。要は、これは、じゃけえ、個人情報漏らしたんじゃないかというような訴えがあったときに審査をするんじゃないんですか。

○総務課長（山本秀樹君） 審査会が。

○1番（閑田大祐君） じゃなくて。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 審査会は、例えば行政が処分を許可とかいろいろします。そのことに対して不服があるよという審査請求をしたやつでそれがどうかというのを審査するところで、その秘密を漏らした者については罰則規定がありますよという内容です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） すみません、解釈を間違えておりました。要は、行政手続上の不備がないかどうかをチェックするということですね。

うちの町でも、最近、個人情報に関することでいいますと、ここは気をつけたほうがいいんじゃないかっていうような事例が幾らか見受けられましたんで、実際に事務手続を行う際には十分気をつけて、審査会にかけられることのないように注意して仕事をしてもらいたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第67号大崎上島町個人情報保護審査会条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第68号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第68号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和4年8月8日に人事院より国家公務員給与改定の勧告があり、その内容は公務員と民間の給与を比較した結果、民間が公務員給与を上回っていることから、月例給については民間給与との格差を埋めるため、平均0.3%の引上げ、特別給についても民間の支給割合に見合うよう0.1か月分引き上げるとしたものです。本町においても、人事院勧告に準じ、職員給与等の改定を行うことといたし、月例給については令和4年4月1日から、特別給については公布の日から適用することとしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

まず、職員給与の改定については、人事院勧告と同様に、月例給については民間給与との格差を埋めるため、初任給では民間との間に差があること等を踏まえ、大卒程度初任給を3,000円、高卒者初任給を4,000円引き上げるとともに、これを踏まえ20歳代半ばに重点を置き、30歳代半ばまでの職員が在籍する号給について一定の改善が及ぶ

よう所要の改正を行うこととし、平均改定率は0.3%となっております。

特別給については、民間の支給割合に見合うよう支給月数を0.1月分引き上げることとし、民間の支給状況等を踏まえ引上げ分を勤勉手当に配分することとし、年間の総支給月数は期末手当では2.4月で変更はなく、勤勉手当が1.9月から2.0月となり、合計では4.3月から4.4月となります。

期末勤勉手当の特別給の支給割合については、現行では6月期よりも12月期の支給割合が高くなっておりますが、令和5年度支給分から支給対象勤務期間が同一であることを踏まえ6月期と12月期の支給割合を均等とすることといたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 人勧の勧告による改定分なんでこれについてとやかく言うつもりはないんですけども、頑張るとる職員さんはしっかり給料を上げてあげられりゃええんじゃないかと思うんですが、頑張っていない人をマイナス査定することはできるのですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 今、役場の中で人事評価制度というのがございます。その中で評価ということで、勤勉データのほうで、給与についてはもう号給が決まっておりますけども、昇給の部分で、上がる号給について人事評価で差をつけたり、また先ほど説明いたしました勤勉手当のところ増減という制度を運用しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 民間企業だったらとっくに首になつとるような勤務態度の人も、評価を分けるとは言いつつも毎年少しずつは必ず上がっていくわけでしょう。普通の民間企業じゃ当然あり得ん話なんです。マイナス査定も導入したらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほどおっしゃられましたマイナス査定っていうのは、先ほど総務課長が言ったように、人事評価の中で昇給の号数を抑えとか、勤勉手当について減額措置っていうのがありますが、基本的にはそういうことが起こらないように職員の育

成、指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 育成、指導と言いながら、もう何年、何年どころじゃないですね。合併してからずっとじゃないですか。同じようなことをずっと繰り返したる方もおるわけですよ。そういったことをようよう踏まえて今後の在り方というものを検討されたらいいかと思います。もう答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第68号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第69号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第69号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度人事院勧告に基づき大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改

正することに伴い、会計年度任用職員においても同様の改定を行うこととし、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、会計年度任用職員の給与について、一般職員月例給の改定に準じて改定することとし、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第69号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第70号大崎上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第70号大崎上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和3年度に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に6

5歳まで引き上げられるとともに、組織全体として活力の維持や、高齢期における多様な職業、生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられました。これに伴い地方公務員法も改正され、地方公務員についても国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされていることから同様の措置を講じるため、本条例の一部について所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、一部を除き令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられます。これを受け地方公務員法も改正され、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げることに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容については、題名の次に目次と章名を付し、地方公務員法に規定する引用条項の改定に伴い、第1条に規定する趣旨についてを改め、定年を令和5年度から2年に1歳ずつ60歳から65歳まで段階的に引き上げるため、第3条に規定する定年についてを改正し、管理監督職について、60歳に達した日以後の最初の4月1日までに原則として管理監督職以外の職に異動を行う制度の導入を図るため、第6条から第11条で管理監督職勤務上限年齢制についてを、また60歳に達した日以降、退職した職員を本人申込みにより定年相当年齢まで短時間勤務の職に採用できる制度の導入を図るため、第12条及び第13条で定年前再任用短時間勤務制についてを新たに規定するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 定年制について特に異論があるわけじゃありませんが、定年が僕らの年代、例えば50の人間は今後65になるということだと思っただけですけども、今現状で60に定年の後、第2の人生を考えてる方等々もおられると恐らく思うんです。その

ために一生懸命働いとる方もおられるんですが、定年を例えば延ばしたからといって、60に辞めて、退職金等を含めてですけど、その方に対してマイナスになるようなことはないんですよという確認をさせてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 質問の60歳、定年前で退職された場合に損はないかということですけども、それは年数があるんですけども、60歳までに35年勤めていればその35年分の退職金で、例えば中途で入ってそこまで達してなかったら65歳以降のも加算されるということで、その前に辞めても退職金の減額は、60歳になっていれば減額等はありません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） いろんな思いの下、働いとる方もおられると思いますので、その人らが、急に制度だけ変えて、目標の年齢になったのにもかかわらず制度が変わったばかりにまださらに働かにゃいけないのかというマイナスな面がないということを確認できましたので、安心しました。では、ちゃんとそういうのも含めた上でいろいろまた考えた制度改正をよろしく願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今ので、関連で、再任用ということと定年の延長ということを2つ採用してますけども、これは定年が65になるまでの措置として再任用を認めているのかどうかということと、それと再任用の場合と定年まで行った場合の退職金の違い。例えば、60で辞めたら退職金をもらえて再任用ということになりますよね。65まで定年で行ったら定年の退職金に差が出るのかどうか、その辺は分かりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） まず、1点目の再任用の件でございますけども、定年が延長されます。60歳以降、定年が延長された年数までは短時間の再任用制度となります。そこで、フルだと定年が延びるということで、短時間の再任用制度を選ぶことができます。

10年後までは定年が2年に1歳ずつ延びていくということで、例えば62歳で定年を迎えられる方は65歳までの定年後の3年間、これは現行の再任用制度と同様の制度で65歳までというのを、そちらは附則のほうで謳っております。

もう一個、退職金ですけども、先ほども申しましたとおり、退職金の上限年数が決まっております。例えば、60歳までにその年数に達していれば加算はございません。60歳までに最高の年数まで、例えば途中30歳ぐらいで役場へ勤められたりした方とかについては加算されていきます。上限の年数までは加算されます。ですので、通常で60歳まで、その年数まで勤められとる方について、60歳以降の退職金の加算月数はございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 大体、説明で分かったのは分かったんですけど、結局は、要は、退職金というのは退職金を積み立てる年数が決まるとということで理解していいんですね。だから、それ以上、何ぼ勤めても退職金は変わらないということで理解していいんですね。

それと、私が聞いたのは、再任用の場合にフルじゃなくてパート的なものだったらそれはいいんだけども、65歳までにフルの再任用ということは定年65歳までは採用してもいいんだけども、65歳定年が採用された時点でフルの再任用ということがそのまま制度として残るのかどうか、その辺は分かりますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 定年が延長されます。その定年以降、65歳までの再任用については短時間とフル、今現行そうとるんですけども、その制度が残ります。定年が延長されるまで、60歳からそこまでの再任用については短時間の再任用制度ということで、フルの場合だと定年の延長と一緒にになるので、制度としては定年前までは短時間の再任用制度があると、定年になられて65歳までは現行の制度ということです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 65歳以降の再任用制度というものもそろそろ考えとったほうがええんじゃないんですか。うちは高齢化がどんどん進みようるし、次に入ってくる職員、新規で採用できる人っておるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 65歳以上の職員についてなんですけども、今の現行の制度では会計年度任用職員のほうで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 民間ですと、70を超えても働きよう人も普通におってなんです。実際に、年金だけじゃ食べていけないっていうような人もおったりする。ただ、公務員を定年まで勤めた方がそのような状況に陥るとは思えないんですけども、希望があればそういうのを受けるような形をつくっててもええんじゃないんかと思うんですけど、検討はまだされないということですね。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 本制度は、一番初めに説明させていただいたとおり、国家公務員の制度がまず変わった、それに続いて地方公務員も変わったよということで、今、閑田議員がおっしゃる独自でということとはなかなか難しいことと思います。しかし、この制度自体が終わるのが10年かかるということで、10年後、果たしてこの制度がそのまま切れるのか、また新たに延ばしていくのか、国またそういったところの状況を鑑みながら検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 10年かかってこれが進んでいくわけですからその後も間に合うんですけども、10年どころか大崎上島町は日本の40年後の縮図ですから、人口比率のところ、世代別の人口比率を見たときに40年先取っているわけですから、こういったことで、例えば国の未来像をモニタリングするような事業というような形で国から交付金を取ってくるようなことをしてもええんじゃないかなと思ったりもするわけですよ。半分冗談ですけど、これは、でも、念頭に置いておかないと。近い将来やってくることだろうと思いますので、これは頭には入れておいていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第70号大崎上島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、改正等が必要となる本町既存条例が多数あることから当該既存条例の改正等を一括して整備するものです。

なお、施行期日は、令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以下、整備条例と申します。その整備条例について説明をいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、一部改正等が必要な既存条例について整備条例において取りまとめを行い、整備するものです。まず、改正する条例の数ですが、整備条例第1条大崎上島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正から第11条大崎上島町職員の再任用に関する条例の廃止まで、11の条例について関係条例の整備に関する条例として一括して上程しております。

次に、主な改正の内容ですが、整備条例第1条の大崎上島町人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例の一部改正、整備条例第2条の公益的法人等への大崎上島町職員の派遣等に関する条例の一部改正、整備条例第5条の外国の地方公共団体の機関等に派遣される大崎上島町職員の処遇等に関する条例の一部改正、及び整備条例第9条の大崎上島町職員の旅費に関する条例の一部改正では地方公務員法に規定する引用条項について、整備条例第3条の大崎上島町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正では、定年の年齢が5年引き上げられることにより、定年前に退職する意思を有する職員の募集の規定の適用年齢の下限を維持することについて、整備条例第4条の大崎上島町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正を踏まえ職員の減給に対する特例を設けることについて、整備条例第6条の大崎上島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では地方公務員法に規定する引用条項、及び新たな再任用制度の導入について、整備条例第7条の大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では地方公務員法に規定する引用条項、及び育児休業、育児短時間勤務をすることができない職員の追加をすることについて、整備条例第8条の大崎上島町職員の給与に関する条例の一部改正では、定年引上げに伴い、国家公務員との均衡の原則に基づき60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定すること、及び60歳に達した日以後、定年前に退職を選択した職員が不利とならないよう、定年を理由とする退職と同様に退職手續を算定すること等について、整備条例第10条の大崎上島町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正では、給料月額7割措置が分限処分となるため、その運用手續について経過措置を追加することについて、それぞれ改定を行っております。

また、定年の65歳への段階的引上げによる新たな再任用制度の導入に伴い、整備条例第11条において大崎上島町職員の再任用に関する条例を廃止することといたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第72号指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第72号指定金融機関の指定について提案説明を申し上げます。

本町の指定金融機関は、平成15年の3町合併時の新町における指定金融機関の決定に係る協議において、株式会社広島銀行と株式会社もみじ銀行の2金融機関による輪番制で行うことが決定されており、令和2年12月議会定例会において議決を経て指定しております株式会社もみじ銀行の期間が令和5年3月31日で終了となるため、新たに令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間、株式会社広島銀行を指定金融機関に指定することについて、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第72号指定金融機関の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第73号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第73号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,395万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億579万9,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、人事院勧告の実施等に伴う人件費のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、商工観光施設整備事業、農道、町道の維持管理事業の執行に要する経費の追加計上とその他事業の執行に伴い、予算の補正が必要になった事業について所要の補正を行うものです。

第2表繰越明許費では2つの事業についてその事業費を翌年度に繰り越すこととしたし、第3表債務負担行為の補正では1事業の追加を、第4表地方債の補正では事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国県支出金、地方債を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っ

ております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費では、新たに集会施設整備事業等、年度内の完了が見込めない2事業6,248万円について次年度に繰り越すこととしております。

6ページをお願いします。

第3表債務負担行為の補正では、消費税の適格請求書等保存方式への対応業務の委託料を追加計上いたしております。

7ページをお願いします。

第4表地方債の補正では、集会施設整備事業等5事業について、事業費の増額に伴い所要の調整を行いましたので、起債の限度額について総額で3,420万円の増額を行っております。

11ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では国庫補助金の民生費国庫補助金として、実績見込みに伴い、母子家庭等対策総合支援事業12万4,000円の追加を計上しており、県支出金では県補助金の商工費県補助金として、町単独施策として執行中の原油価格高騰経済対策給付金事業に対する県の支援として商工費県補助金1,760万円の新たな計上を、委託金では農林水産業費委託金として、予算計上年度の組替えに伴い、畑地帯総合整備事業委託金484万6,000円を新たに計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として、歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金9,718万3,000円の追加を計上しております。

12ページをお願いします。

次に、町債ですが、総務債では事業費の追加に伴い、集会施設整備事業130万円、衛生債では水道事業会計の補正に伴い、上水道施設改良事業補助金450万円、商工債では事業費の追加に伴い、観光施設整備事業2,340万円、土木債では県営事業負担金の増額に伴い、県営港湾海岸保全事業負担金300万円、教育債では事業費の追加に伴い、大

崎上島文化センター整備事業200万円の追加をそれぞれ計上しております。

13ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事院勧告の実施等に伴う人件費の補正を行っております。総務費では総務管理費の一般管理費に、消費税の適格請求書保存方式対応業務に要する経費として一般総務管理諸費49万5,000円等の追加を、財政管理費では認定団体等指定ふるさと納税の増額見込みに係る団体交付金の不足分としてふるさと納税推進事業660万円等の追加を、14ページをお願いします。

財産管理費では向山児童公園トイレ改修に要する経費の物価高騰に伴う追加として町有財産管理費125万4,000円等の追加を、支所費では相談室空調機更新に要する経費、及び電気代等不足分として木江支所管理費245万4,000円の追加を、教育の島推進費では燃料高騰等による光熱水費等不足分として学習交流センター管理運営事業130万円の追加を計上しております。

15ページをお願いします。

次に、民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費に国民健康保険事業特別会計繰出金21万1,000円等の追加を、介護保険費では町内事業所への職員就職支援金の追加として社会福祉人材就職支援金支給事業40万円等の追加を、16ページをお願いします。

生活保護費の扶助費では、前年度事業の精算に伴う返還金として生活保護費65万7,000円の追加を計上しております。

次に、衛生費ですが、17ページをお願いします。

保健衛生費の予防費に、オミクロン株対応ワクチン接種費用に要する経費、及び令和2年度、令和3年度の事業の精算に伴う返還金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4,328万3,000円の追加を、上水道費の上水道費に、水道事業会計の補正に伴う財源として上水道事業会計補助金1,709万2,000円の追加を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、18ページをお願いします。

農業費の農業振興費に、県営大崎東地区換地処分に関する業務に要する経費の予算計上年度の組替えに伴い、畑地帯総合整備事業617万1,000円の新たな計上を、農地費では農道等の維持管理に要する経費の追加として農地整備諸費200万円の追加等を、19ページをお願いします。

水産業費の漁港建設費では、漁業集落排水事業特別会計繰出金658万5,000円の

追加を計上しております。

商工費の商工振興費では、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金の充実に伴い財源更正を、商工観光施設費では大串キャンプ場上下水道管布設工事に要する経費として商工観光施設整備事業2,343万円の追加を計上しております。

土木費では、20ページをお願いします。

道路橋梁費の道路維持費に、町道等の維持管理に要する経費の追加として道路維持費450万円の追加を、港湾費の港湾建設費では県営事業費の増額に伴い、県営海岸保全事業負担金300万円の追加を、都市計画費の公共下水道費では公共下水道事業特別会計繰出金365万円の追加を計上しております。

次に、教育費ですが、21ページをお願いします。

燃料高騰による電気代等不足分などとして、小学校費337万4,000円、中学校費174万6,000円、幼稚園費45万1,000円をそれぞれ追加計上しております。

22ページをお願いします。

社会教育費の公民館費に、陶芸の館空調機更新に要する経費として公民館管理運営費49万5,000円の追加を、大崎上島文化センター費では空調設備・照明器具更新工事に要する経費の追加として大崎上島文化センター整備事業203万2,000円の追加を、保健体育費の給食センター費では燃料高騰による電気代等不足分として大崎給食センター管理運営費29万6,000円、木江共同調理場管理運営費11万9,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問をされる方はページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） それでは、20ページにあります道路維持費、委託料として450万円を組んでおりますけど、これは農道と町道の道路維持費なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えします。

今質問にあった20ページの土木費については、町道の維持管理費として予算を計上させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほうじゃあ、課長、これは農道は入ってないんですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土木費でございますので、町道の維持管理費と考えております。

○2番（森若 徹君） 3問目じゃね。ほうじゃあ、課長、3年度に大きな最終執行額として増額しとったじゃない。このたった450万円で足りるん。それとも、今言うように、また最終執行額としてこれが増える可能性が十二分にあるのか、それだけ聞いて僕の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在のところの予定で上げさせていただきます。ただ、今後、例えば季節風で倒木が数多くなるとか、春の雨で側溝が多く詰まるとかということに、想定外のこととなりますと対処せざるを得ない事情を考えると、そのときはまた予算の追加もしくは流用で対応せざるを得ないという状況も考えられますけれども、現在の想定ではこの予算で執行していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第73号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第74号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第74号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ8,675万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,657万8,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では県支出金8,653万9,000円、繰入金21万1,000円を追加計上し、歳出予算では療養給付費等の実績見込みに伴い、保険給付費8,606万9,000円の追加、前年度収入の精算に伴い、基金積立金701万6,000円の減額、及び諸支出金に償還金748万5,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

議案第74号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第75号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第75号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,826万円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、歳入予算では、保険料、国県支出金、その他特定財源を追加計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。歳出予算では、総務費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費17万1,000円、保険給付費に実績見込みに伴い、地域密着型介護予防サービス給付費150万円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第75号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第76号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第76号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,382万円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金365万円を追加計上し、歳出予算では公共下水道総務費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費12万5,000円等の追加を、公共下水道施設管理費に処理場及び管路施設維持管理費の実績見込みに伴い350万8,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第76号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第77号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第77号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,522万2,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金167万7,000円を追加計上し、歳出予算では農業集落排水総務費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費7万6,000円等を追加しております。農業集落排水施設管理費に処理場及び管路施設維持管理費として158万1,000円の追加計上もいたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第77号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第78号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第78号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,220万円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金658万5,000円を追加計上いたしております。歳出予算では、漁業集落排水総務費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費1万6,000円等の追加を、漁業集落排水施設管理費に、沖浦浄化センター汚泥かき寄せ機

修繕工事に要する経費として654万9,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第78号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第79号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第79号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,064万円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金4万8,000円を計上し、歳出予算では港湾

費に人事院勧告の実施に伴い、職員人件費4万8,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第79号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第80号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第80号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ54万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,576万4,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では繰入金54万7,000円を追加計上し、歳出予算で

は人事院勧告の実施に伴い、運航費用で船舶職員人件費46万8,000円、営業費用で一般職員人件費7万9,000円の追加計上をそれぞれしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第80号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第18、議案第81号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第81号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額において水道事業収益を5億740万3,000円、水道事業費用を5億10万2,000円、資本的収入及び支出の予定額において資本的収入を1億4,144万円、資本的支出を1

億4,952万3,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、収益的収支で、収入では一般会計補助金1,259万2,000円の追加を、収益的支出では人事院勧告の実施に伴う人件費及び水道施設修繕費の追加、維持管理費の実績見込みに伴い、水道事業費用1,259万2,000円を追加計上しております。

資本的収入では企業債450万円、他会計補助金450万円を追加し、資本的支出では新白水配水池系減圧弁設置工事費の増額に伴い、建設改良費998万8,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第81号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第19、議案第82号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第82号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、本町の過疎地域持続的発展計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、本町が、持続的な発展を図るために必要な事業の実施に要する財源として過疎債を有効活用する予定のため、計画に12事業を追加し、1事業について変更を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の変更により追加計上等の事業について説明をいたします。

令和3年9月に策定の過疎地域持続的発展計画にハード事業11事業、ソフト事業1事業を追加し、またソフト事業1事業を変更した内容で計画を変更するものです。

追加事業として、ハード事業では、持続的発展施策区分——以降、区分と申します——移住・定住、地域間交流の促進・人材育成、事業名、地域間交流に事業内容として一時滞在施設整備事業を、区分、産業の振興、事業名、観光またはレクリエーション施設に事業内容としてトライアルハウス整備事業を、区分、地域における情報化、事業名、その他の情報化のための施設に事業内容として公衆無線LAN整備事業を、区分、交通施設の整備、交通手段の確保、事業名、市町村道道路に事業内容として瀬井一ツ浜3号線道路改良、大清谷片浜2号線道路改良を、同区分、事業名、橋梁に事業内容として橋梁長寿命化改修事業（古江1号橋）、（盛谷1号橋）、（盛谷2号橋）を、区分、生活環境の整備、事業名、消防施設に資機材積載車購入、指揮車購入、消防救急デジタル無線整備事業を、区分、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、事業名、障害者支援施設に事業内容として障害者支援施設改修事業を、ソフト事業では、区分、教育の振興、事業名、過疎地域持続的発展特別事業に、事業内容として学校教育情報化コーディネーター設置事業の12事業を計画に追加しております。

また、変更事業として、ソフト事業の区分、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福

社の向上及び増進、事業名、過疎地域持続的発展特別事業に、事業内容として乳幼児等医療費助成事業の助成対象を中学生から高校生として計画を変更しております。

追加及び変更の事業につきましては過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討し、計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和4年12月5日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第82号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第20、選挙第4号広島県水道広域連合企業団議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第180条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、上青木 至議員が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、上青木 至議員が指名することに決定しました。

上青木 至議員。

○9番（上青木 至君） 広島県水道広域連合企業団議員に信谷俊樹議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

ただいま上青木 至議員が指名しました信谷俊樹議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました信谷俊樹議員が広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第21、大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第6条の規定によって、議員6名で構成する大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議員6名で構成する大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまでの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会については、委員会条例第8条の第4項の規定により、閑田大祐議員、水橋直行議員、進藤雅通議員、森若

殿議員、上青木 至議員、信谷俊樹議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を大崎上島町議会公共交通問題調査特別委員会に選任されることについてを決定いたしました。

なお、委員長に森若 殿議員、副委員長に閑田大祐議員が決定しております。

○議長（信谷俊樹君） 日程第22、大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会を設置したいと思います。

お諮りします。

委員会条例第6条の規定によって、全議員で構成する大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまでの閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、全議員で構成する大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまでの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま設置されました大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会については、委員会条例第8条第4項の規定により、全議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました全議員を大崎上島町議会の個人情報の保護に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に進藤雅通議員、副委員長に浜田幸造議員が決定しております。

○議長（信谷俊樹君） 日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定されました。

なお、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第24、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、特別委員長において事務調査の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和4年度第4回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員